

福島市木材利用推進方針

平成26年 6月 2日

第1 趣旨

木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないなどの特性を有している。このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成等に貢献することが期待される。

これらを踏まえ、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、福島県が定めた「ふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日制定。）」に即して、市内の公共建築物の整備等において木材の利用の推進を図るため、「福島市総合計画」に基づき、法第9条第2項に掲げる事項に係る方針を定める。

第2 用語の定義

この方針における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域産材」とは、福島市内又は県内の森林で生産された木材のことをいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (3) 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (4) 「木材の利用」とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

第3 市内の公共建築物における木材の利用の推進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を推進すべき「公共建築物」

本方針において、木材の利用を推進すべき「公共建築物」は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、学習センター等）、都市・住宅施設（公園施設、市営住宅等）、行政施設（庁舎等）その他市が整備する建築物等が

含まれる。

(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設(病院、診療所等)、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等の建築物等が含まれる。

2 木材の利用の推進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料、備品(机、いす、書棚等)、消耗品(文具類)等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行うものとする。また、木造化が困難と判断される公共建築物を含め、内装等の木質化を推進するものとする。

3 積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲

公共建築物のうち、建築基準法等に基づく基準において準耐火及び耐火建築物とすること又は主要構造部を準耐火及び耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

ただし、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまないと判断されるもの又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を推進する対象としないものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 市が整備する公共建築物における木造化

市は、第3の3に規定する範囲に該当する公共建築物のうち、施設の設置基準、用途、安全性、緊急性、維持管理、コスト等を考慮して木造化が適当でないと認められるもの又は木造化が困難であると認められるものを除き、可能な限り木造化に努めるものとする。

2 市が整備する公共建築物における内装等の木質化

市が整備する不特定多数の者が利用する公共建築物について、可能な限り内装等の木質化に努めるものとする。

3 木造化及び内装等の木質化における地域産材の利用

木造化及び内装等の木質化に当たっては、地域産材の利用に努めるものとする。

第5 その他市内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

市以外の者が市内において整備する公共建築物の木材の利用の促進については、公共建築物の整備主体は、整備に当たって建設、維持管理、解体、廃棄等のコストを十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しこれらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。また、市は公共建築物の整備主体に対し、木造化及び内装等の木質化並びに地域産材の利用の促進への理解と協力を得るよう努め

るものとする。

第6 その他の事業等における木材の利用の推進

(1) 公共事業等における木材の利用の推進

市が実施する公共事業等においては、木材の利用に係る建設コスト、維持管理コスト等を考慮した上で木材の利用の推進に努めるものとする。

(2) 民間建築物等における木材の利用の促進

市は、公共建築物における木材の利用の具体的な事例及び木材に関する情報の収集並びに提供を行うことにより、公共建築物のみならず民間建築物等における木材の利用の促進にも努めるものとする。

(3) 地域産材の利用の推進

市は、(1) 及び (2) の規定により木材の利用の推進を図るに当たっては、可能な限り地域産材が利用されるよう努めるものとする。

第7 雑則

この方針に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。